

町田市個別避難計画 専門職向けハンドブック



2025 年度版

目次

第1章 個別避難計画について・・・・・・・・・・・・・1

- 1 「個別避難計画」とは
- 2 「個別避難計画」の作成対象者
- 3 「個別避難計画」の様式

第2章 個別避難計画の作成手順・・・・・・・・・・・・・4

- 1 「個別避難計画」作成の流れ
- 2 委託事業について
 - (1) 委託業務内容について
 - (2) 委託業務の手続について
- 3 計画の作成ステップ
 - STEP1 「同意確認欄」の作成
 - STEP2 「1. 基本事項」の記入
 - 「2. 地震の避難計画」の記入
 - 「3. 風水害の避難計画」の記入

【参考】対象者や防災に関する情報（ハザードマップや避難場所等）の確認
オンラインによる計画作成・提出
- 4 副本の受け取りと共有
 - (1) 副本の受け取りと共有
- 5 計画の管理・更新
 - (1) 計画の管理
 - (2) 計画の更新

第3章 個別避難計画に関する Q&A・・・・・・・・・・・・・29

第1章 個別避難計画について

1 「個別避難計画」とは

(1) 個別避難計画を作成する意義

- ・近年、全国各地で大規模な災害が頻発していますが、その犠牲者の多くが高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な人（「避難行動要支援者」）となっています。
- ・災害時に自ら避難することが困難な人がいざという時に迅速に避難できるためには、災害に備えて、一人ひとりが「どこに」「誰と」「どの様に」避難するかをあらかじめ確認・共有し、地域の中で体制を整えておくことが重要です。



(2) 個別避難計画の概要

- ・個別避難計画とは、災害に備え、対象者一人ひとりが「どこに」「誰と」「どの様に」避難するかをあらかじめ確認し、記載した計画のことをいいます。
- ・「個別避難計画」は、対象者ご本人やご家族を中心に、避難を支援する関係者と一緒に作成します。

☑ここはチェック！

○個別避難計画の扱う範囲

個別避難計画が扱う主な範囲は、「避難するまで」（避難支援）となります。

※避難した後の生活や、被災者の生活支援等については、「町田市地域防災計画」に規定しています。

○計画作成者や避難支援者等における責任の範囲

個別避難計画の目的は、あくまで災害時の避難支援の可能性を高めるためのものであり、避難支援を実行できなかった場合に計画作成者や避難支援者等の関係者が責任を負うものではありません。

2 「個別避難計画」の作成対象者

(1) 個別避難計画の作成対象者

- ・「町田市避難行動要支援者名簿」に登録されている方のうち、市で定める計画作成の優先度の高い方が2025年度の作成対象者です。計画作成は、本人の同意の上で行います。

(2)「町田市避難行動要支援者名簿」の概要

- ・市で保有する情報を基に、次ページのいずれかに該当する方を、避難行動要支援者名簿に登載しています。
- ・命を守ることを最優先に考え、本人の同意は得ずに自動的に名簿に登載しています。

☑ここはチェック！

○町田市避難行動要支援者名簿の対象者※1

- ・身体障害者手帳 1 級及び 2 級の方
- ・愛の手帳 1 度及び 2 度の方
- ・介護保険要介護認定要介護 3 から 5 の方
- ・その他 市長が必要と認める方※2



※1 施設入所者は対象外です

※2 内規により、以下の2点を対象としています

- ①小児慢性疾患医療費助成対象者及び難病医療費助成対象者のうち、在宅人工呼吸器を使用する者
 - ②医療従事者・福祉関係者等の専門職から申告のあった者で、名簿に登載する者に相当すると市長が認める者
- ➡市で規定する「避難行動要支援者名簿」の対象要件に手帳等級や要介護度で該当しないものの、申告者の専門的な知見から、規定する要件に相当する状況であると判断される対象者について、専門職からの申告に基づき名簿へ登載するものです。名簿への登載には、対象者本人の同意のもと、専門職が属する事業所から申告書の提出が必要です。

○避難行動要支援者名簿の平時からの提供先

町田市では、災害対策基本法及び「町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例」に基づき、以下の避難支援等関係者に対して、平常時から、名簿を提供し、災害に備えています。

- ・町田消防署
- ・町田警察署、南大沢警察署
- ・民生委員・児童委員
- ・町田市社会福祉協議会
- ・提供を希望する地区社会福祉協議会・町内会・自治会、自主防災組織

(3)計画作成の優先度の高い対象者

- ・対象者は、町田市に居住する避難行動要支援者名簿に登載されている者のうち、以下の①、②のどちらにも該当する者とする。

①居住する地域におけるハザードの状況が以下のいずれかの場合

ア 風水害：浸水想定区域、土砂災害警戒区域

イ 地震：東京都が判定している地域危険度で、「総合危険度」が「ランク3以上」

②対象者の心身状況等が以下のいずれかの場合

ア 介護保険要介護認定要介護4又は5の者

イ 障害支援区分4から6の認定を受けている者

3 「個別避難計画」の様式

・様式は、以下の3つの内容に分かれています。（※詳細は、第 2 章をご確認ください。）

①基本事項（個人の基本情報）

②地震の避難計画

③風水害の避難計画

※在宅人工呼吸器使用者で、詳細な内容の計画を希望した場合、東京都の「個別支援計画」様式を案内します。